

最高裁秘書第3355号

令和元年6月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月23日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2870号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「裁判所における今後の受動喫煙防止対策について（メモ）」と題する書面（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると警備等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判所における今後の受動喫煙防止対策について（メモ）

1 最高裁の方針

(1) 方針

国及び地方公共団体の行政機関と同様、裁判所も屋内全面禁煙とする。

なお、法令上の要件を満たす屋外の喫煙場所は、各庁において、個別事情に応じて設置の可否・要否を検討する。

開始時期は、行政機関と同様の7月を目標とする。

(2) 外部への説明内容

健康増進法の改正に伴い、裁判所は、第二種施設に分類されることになるが、同法において、国には、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める責務があるとされていることや、多数の来庁者があることにかんがみ、7月1日から庁舎内に喫煙専用室を設けないこととした。なお、特定屋外喫煙場所に準じた屋外の喫煙場所を設けるか否かについては、各庁において個別に検討されることになる。

2 屋外の喫煙場所の設置に関する検討のポイントについて

屋外の喫煙場所の設置に当たっては、各庁において、その可否と要否について、総合的に検討する必要である。

(1) 設置の可否

以下の要件を充たせば、屋外の喫煙場所を設置することは可能であることとする。

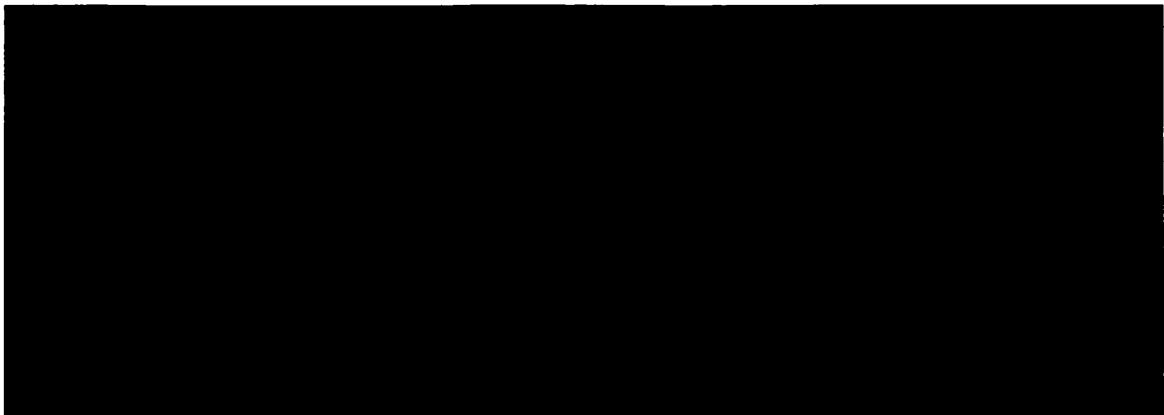
- 条例の規制があればそれに従うこと
- 施設利用者が通常立ち入らない場所であること（省令）
- 隣家に煙が拡散しないような場所であること

[補足]

屋外と屋内の境界線（テラスやドライエリアなど）を屋外とするかは、厚労省で検討中。

屋外の喫煙場所の設置が可能であっても、喫煙場所が周囲から容易に視認できる場所であれば外部からの指摘もあり得ることを念頭に置く必要がある。

なお、屋外の喫煙場所と周囲を区画する方法としては、原則としてラインやカラーコーンの方法を考えている。



(2) 設置の要否

[補足]



3 受動喫煙防止対策の開始時期

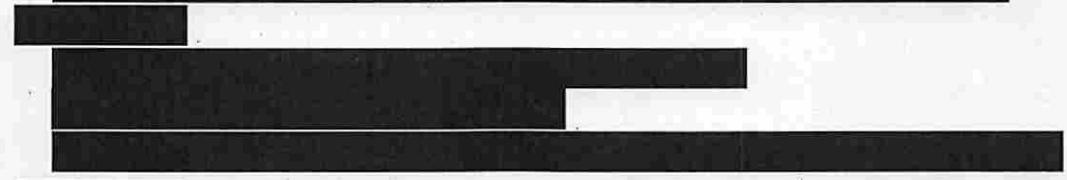
健康増進法上、国には望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める責務があるとされており、来庁者が多い裁判所では特にその必要があることから、7月からの開始を想定している。

4 今後のスケジュール

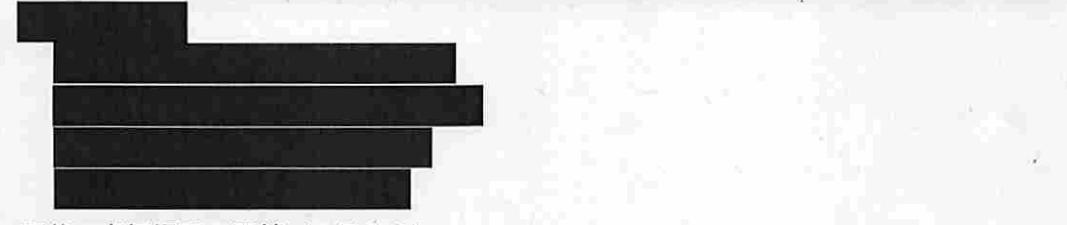
(1)



(2)



(3)



(4) 現状の喫煙場所の閉鎖（7月から）